

占領と憲法—カリブ海諸国とフィリピン(3)

北 原 仁

はじめに

- 第1章 キューバの占領と憲法
 - 1 米西戦争とキューバ憲法
 - 2 「レナード・ウッド憲法」と独立戦争
 - 3 司法改革と1901年憲法
 - 4 政教分離とキューバ社会
 - 5 1901年憲法
- 第2章 プエルトリコ
 - 1 プエルトリコの占領
 - 2 1917年の組織法
 - 3 ジョーンズ法と「権利章典」
 - 4 プエルトリコの法的地位と憲法制定問題
 - 5 新憲法の制定とその特質
 - 6 1952年憲法と「権利章典」
- 第3章 フィリピン
 - 1 マロロス憲法（以上前号）
 - 2 独立戦争と憲法構想
 - 3 アメリカのフィリピン占領
 - 4 軍政下の司法改革
 - 5 フィリピン委員会と恩恵的同化
 - 6 フィリピン組織法
 - 7 1935年憲法
- 第4章 日本占領とフィリピン憲法
 - 1 フィリピンの独立と日本
 - 2 日本の軍政と1943年憲法
 - 3 フィリピンにおける忠誠と叛逆（以上本号）
- 第5章 ハイチ
 - 1 ハイチの占領
 - 2 ハイチ憲法史
 - 3 1889年憲法
 - 4 1889年憲法と憲法改正
 - 5 1918年憲法
 - 6 合衆国の占領政策
- 第6章 結語

第5章 ハイチ

1 ハイチの占領

カリブ海諸国に対する合衆国の一連の軍事介入は、1898年のキューバに始まり、1934年ハイチからの海兵隊の撤退をもって終わりを告げる。ただし、米西戦争による旧スペイン領を植民地とした後には、合衆国は、領土拡張政策を放棄する。カリブ海や中米諸国に軍事介入はしても、植民地化政策はとらなかった。その理由は、いくつかある¹。

1823年の「モンロー・ドクトリン」に代えて、合衆国の新たな戦略として、「ドル外交 (dollar diplomacy)」と組み合わせた「ローズヴェルト・コロラリー (Roosevelt Corollary)」(モンロー・ドクトリンからの帰結)が登場した。「ドル外交」は、1899年国務長官ヘイが書いた中国での国際的な投資のための指針として「門戸開放ノート (Open Door Notes)」を発展させたものであった。「モンロー・ドクトリン」は、ヨーロッパその他の外国による西半球地域への介入を拒絶するという主張であったが、「ローズヴェルト・コロラリー」は、合衆国がラテン・アメリカ諸国の問題に積極的に介入できるという考えを意味していた。実際、合衆国は、ハワイ、パナマ、サント・ドミンゴに介入しただけでなく、1908年にはニカラグアに介入し、1912年から1915年までと、1926年から1933年まで占領した。ハイチは、1915年から1934年まで、ドミニカ共和国は、1916年から1924年まで占領した。合衆国の軍隊は、1918年にはパナマに、1919年と1924年にはホンデュラスに配置された。さらには、1913年から1916年にかけて、メキシコ革命にも介入した²。したがって、「ローズヴェルト・コロラリー」は、合衆国の領土外のどこでも軍事介入ができることを正当化したのである³。つまり、合衆国は、自分の排他的な影響圏を設立できなかった地域であってみずから優越的な政治的・経済的な力を行使できない中国では自由主義的な門戸開放政策を実践する一方で、合衆国が自己の覇権を推し進めるのに十分な軍事力を有するカリブ海・太平洋地域では、排他的な門戸を閉じた政策が

1 SPARROW, Bartholomew H., *The Insular Cases and the Emergence of American Empire*, University Press of Kansas, 2006, p. 230.

2 *Ibid.*, p. 234.

3 *Ibid.*, p. 246.

とられた⁴。

合衆国のハイチ干渉は、中国の門戸開放政策でも、ウッドロー・ウィルソンの世界を民主主義にとって安全なものとしようとする十字軍でもなく、北アメリカ、太平洋岸およびカリブ海で異人種や異文化に対して実行された一連のゲリラ戦なのである。合衆国の膨張・拡大は、最初にアメリカ・インディアン、次いでメキシコ人、フィリピン人、キューバ人、ドミニカ人、ハイチ人、ニカラグア人その他の人々との血なまぐさい軍事衝突がともなった。こうした戦争には、人種主義と「野蛮人」に対する蔑視が含まれ、拷問、組織的な村落の破壊、ジェノサイドに等しい軍事戦術をとることもよくあった。近代的兵器を装備した優れた軍隊が貧弱な武器をもち非戦闘員と区別できないゲリラ兵との戦いでは、こうした戦術は、人種的・文化的偏見からたいてい都合よく合理化され、「文明的な」西欧の戦争およびヨーロッパ外交の洗練から別の世界の出来事とされた⁵。

スティムソンは、カリブ海でのアメリカの権益の保護について、次のように説明している。「グアタナモの海軍基地の建設はそうした手段の一例である。キューバが返済能力を超えて外国に対する負債を制限するプラット修正条項の規定、ドイツが介入の脅威となった1906年にドミニカ共和国が外国の負債を返済することを補助するサント・ドミンゴとの条約、あの本当に困難な国で秩序の確立を手助けするためのハイチとの条約、これらすべてが予防的な手段の例なのである」と⁶。しかし、こうした手段も、国家の独立を侵害するのではなく、それどころか、合衆国の努力は、「中央アメリカ諸国（スティムソンは、ニカラグアを念頭に置いている）が引き受け、われわれも認めてきた独立にともなう義務を適切に果たすよう援助することを目的としているに過ぎない」と論じ⁷、アメリカの政策は、カリブ海諸国の自己統治の手助けに過ぎないと力説している。こうして、1920年代末から30年代初めにかけて、合衆国は、「善

4 SCHMIDT, Hans, *The United States Occupation of Haiti 1915–1934*, Rutgers University Press, New Brunswick, 1995, p. 6.

5 *Ibid.*, p. 7.

6 STIMSON, Henry L., *American Policy in Nicaragua*, Markus Wiener, New York, 1991, p. 46.

7 *Ibid.*, p. 47.

隣外交 (Good Neighbor Policy)』へと舵を切るのである。

こうした合衆国の軍事介入と占領は、キューバ、プエルトリコ、フィリピンのように植民地化を前提として政治制度の変革を目的としていない。

ハイチにアメリカ軍が展開した理由としては、ドイツ人のハイチでの政治的・経済的活動によって、カリブ海地域でのアメリカの権益が損なわれるのではないかという恐れがあった。ドイツがカリブ海に軍事基地を設けると、合衆国は、その軍事的危険性を察知して、自己の覇権とパナマ運河を守るために、1915年から1917年にかけて、ハイチ、ドミニカ共和国、ヴァージン諸島、キューバの一部を占領していった⁸。

ハイチの大統領暗殺をきっかけとする反対派の虐殺事件を理由に、合衆国は、政治的混乱を収束させるという理由で、ハイチに軍を派遣し、軍事占領した。そして、1915年9月17日、ハイチとの間に財政と経済発展に関する条約を締結した⁹。その1条に「合衆国政府は、その公平な職務によって、農業、鉱業および商業資源の適切で効率的な発展と強固な基盤に基づくハイチ財政の確立についてハイチ政府を援助する」と規定されたように、この条約は、ハイチを財政的に合衆国の監督下に置こうとするものであった¹⁰。さらに、条約の10条には、アメリカ人将校が指揮を執る「警察隊 (une gendarmerie)」の設立も盛

8 MOÏSE, Claude, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti, Tome II*, CIDICHA, Québec, 1990, p. 9.

9 この条約については、次の文献を参照した。“Convention entre la République d’Haïti et les États-Unis d’Amérique.” *Ibid.*, pp. 489-94; BLANCPAIN, Francois, *Haiti et les États-Unis 1915-1934: Histoire d’une occupation*, L’Harmattan, Paris, 1999 pp. 67-79.

10 2条は、1条の趣旨を具体化して、次のように規定する。すなわち、「ハイチ大統領は、合衆国大統領の提案に基づいて、歳入徴収長官だけでなく、ハイチの各種税関と玄関港から生ずる、輸出入にすべての関税権を回復し、受け取り、適用するのに必要と判断される助手と吏員を任命する。

さらに、ハイチ大統領は、合衆国大統領の提案に基づいて、財務顧問を任命し、財務顧問は、財務大臣に付属する官吏であって、国務大臣は、任務の遂行に効果的な援助を提供する。財務顧問は、適切な公会計制度を構築し、税収が増加し、税収と支出とが適合するよう援助し、共和国の負債の健全性について調査し、不確定なすべての負債に関して両国政府に教示し、税収を受領し、その他充当するのに改善された方法を勧告し、財務大臣にハイチの福利と繁栄に必要であると思われる勧告を行う」と。

り込まれていた¹¹。このアメリカ人が指揮する警察隊を設立して治安にあたらせるという方式は、プエルトリコとキューバでも採用されたものであり、また、同時期にドミニカ共和国とニカラグアにおいても、「国民警備隊 (Guardia Nacional)」がアメリカの後見の下で設置されていた。こうした警察部隊は、効率的・中立的・中央集権的な武装部隊としてアメリカに協力的な政府の存続を確保する役割が期待された。しかし、アメリカ軍がキューバ、ドミニカ共和国、ニカラグアから撤退すると、こうした警察部隊は、それぞれバチスタ (Batista)、トルヒーリョ (Trujillo)、ソモサ (Somoza) の独裁政権の支柱となるのである¹²。このような事情は、ハイチでも同じである。警察隊の指揮権は、海兵隊のバター (Smedley D. Butler) 少佐 (直ちに少将となる) に委ねられ、アメリカ当局の道具となった¹³。

その事情の一端は、条約の10条をめぐるアメリカ人とハイチ人との見解の対立にうかがうことができる。最初、ハイチ人は、アメリカ人がやってきたのは、秩序を回復し、安全を確保して、法律を遵守するハイチ政府の指導のもとでハイチ人の生活を向上させるためであると信じた。ところが、アメリカ人は、ハイチ人は自己統治ができないのだから、直接統治することでハイチ人の福利を増進することができると考えていたのである¹⁴。占領軍司令官リトルトン・ウォラー大佐は、ハイチの警察隊を統治の手段として用いようとした。これに対して、大統領のルイ・ボルノ (Louis Borno) は、1916年12月6日付のサロ

11 10条「ハイチ政府は、国内の平和の維持、個人の権利の安全およびこの条約の完全な遵守のために、ハイチ人からなる効率的な地方と都市の警察隊を遅滞なく創設する義務を負う。この警察隊は、合衆国大統領の提案に基づいて、ハイチ大統領が任命するアメリカ人将校によって組織される。ハイチ政府は、これら将校に必要な権限を付与し、その任務の遂行に関してこれら将校を支持する。アメリカ人将校は、ハイチ人がハイチ政府代表者の立ち会いの下、警察隊を組織する担当上級将校が選んだ委員会が実施する試験の後、職務に就くことが適切であると判断されるときには、ハイチ人と交代するものとする。ここに規定された将校は、ハイチ政府の指揮の下、武器弾薬の監視と統制、軍事物資と全国で行われる通商の監視と統制を行う。条約締結国 (Les Hautes Parties Contractantes) は、この条約の規定は、党派闘争と混乱を防ぐのに必要であることを認識する」。

12 SCHMIDT, *op. cit.*, p. 86.

13 *Ibid.*, p. 89.

14 BLACPAIN, *op. cit.*, p. 94.

ン・メノス宛ての手紙で、次のように苦情を述べている。「ウォラー大佐は、公役務に最大限干渉する手段としてハイチの憲法隊を使ってハイチ政府を統治しようと考えているように思われます」と¹⁵。1917年にフランクリン・ローズヴェルト海軍次官（後の第32代大統領）に随行したあるアメリカ人は、「政府の実際の運営は、ほとんどバトラー少将とその青年大佐・少佐に委ねられているようなものである」と記している¹⁶。要するに、合衆国のハイチの占領目的は、自己統治の可能な独立国家のための前提条件を整備することであったとしても¹⁷、条約によって、合衆国政府は、ハイチの財政、予算、関税の監査・監督権を手に入れ、警察隊の助力を得てハイチ国家の再建を目指したのである。したがって、この条約は、キューバの1901年憲法に挿入された「プラット修正条項」のハイチ版ともいえるだろう¹⁸。

2 ハイチ憲法史

合衆国から見たハイチの統治問題は、それだけではなかった。問題は、憲法にあり、その原因は、建国時までさかのぼる。トゥーサン・ルヴェルチュール（Toussaint Louverture）は、フランス革命に触発されて、奴隷制を廃止し、フランスに忠誠を誓いながらも、独自の憲法草案を作成し、ナポレオンの承認を求めた。したがって、この1801年憲法は、独立国家としてのハイチの憲法ではなかったが、「この領土においては、奴隷は存在できず、奴隷制は、永久に廃止される。すべての住民は、自由でありフランス人として出生し、生活し、死去するものとする」（3条）、「何人も、その肌の色を問わず、あらゆる雇いが認められる」（4条）と規定していたように、世界で初めて人種の平等と奴隷制の廃止を謳った憲法であった¹⁹。しかし、ナポレオンは、これを拒否し、ルヴェルチュールは、捕えられ、フランスに送られて投獄されたあげく、獄死してしまう。フランス政府は、ハイチを旧態に復し、奴隷制も復活しようとする

15 *Ibid.*, p. 106.

16 SCHMIDT, *op. cit.*, p. 90.

17 MILLSPAUGH, Arthur, *Haiti under American Control, 1915-1930*, Negro University Press, Westport, 1970, p. 135.

18 MENÉNDEZ, Mario, *Cuba, Haiti et l'interventionnisme américain: Un poids, deux mesures*, CNRS Éditions, Paris, 2005, p. 51.

るが、かえって独立運動を誘発する。その結果、1804年1月1日、新しい共和国の独立宣言が読み上げられ、ハイチは独立した。「新しい共和国は、忌まわしいフランスの痕跡を一掃すべく、ハイチというインディオの古い呼称を採用し、その国旗からもフランス三色旗の白を取り除いた。将官たちはフランスへの忠誠を永遠に捨てると宣誓、フランスの支配下に生きるよりは死を選ぶと誓った」のである²⁰。その結果、生まれたのが1805年憲法である。この憲法は、「以前にはサン・ドマングと称されていた島に居住する人民は、ハイチ帝国の名のもとに、自由で、主権を有し、世界のいずれの強国からも独立した国家を構成することを承認する」(1条)として、宗主国フランスとの関係を断ち、「奴隷制は、永久に廃止される」(2条)と奴隷制の廃止を宣言している。

さらに、この奴隷制の廃止ばかりでなく、「その国籍を問わず、いかなる白人も、主人または所有者の資格で、この国の領土に足を踏み入れることはできず、将来においてもいかなる財産をも取得できない」(12条)という規定を設けている。この外国人に対する財産取得制限規定は、1918年の合衆国の軍事介入によって憲法が改正されるまで、その後の憲法でも、繰り返し規定されることになる²¹。さらに、人種的平等を謳うにとどまらず、「あらゆる肌の色による差別は、国家元首を父とする同じ家族の子供たちの間では当然廃止されなければ

19 MARINÁS OTERO, Luis, *Las constituciones de Haiti*, Ediciones Cultura Hispánica, Madrid, 1968, p. 17. 1801年憲法は、フランスの1791年の影響を受けているが、カトリックを国教とするだけでなく(6条)、家族制度を重視する(9条)などのスペイン型の憲法の特徴を併せ持つ。さらに、「植民地は、基本的に農業に依存しており、農業労働は、いささかも妨害を受けてはならない」(14条)、「農園は、それぞれが労働者と農民を必要とする産業であって、勤勉で活動的な家族の安らかな避難所であって、家長は、農地の所有者またはその代理人とする」(15条)という規定に見られるように、農業を重視している点にも、この憲法の特徴が見られる(*Ibid.*)。「植民地制度は、総督が提案し、政治機関が承認する法律によって定められ、この機関は、サン・ドマング中央議会の名称の下で、この植民地の主都で定期的に集会するものとする」(19条)が、この総督は、トゥサン・ルヴェルチュールが指名されることになっており、「総督は、法律に署名し、公布し、すべての文官および武官を任命する。総督は、軍の最高指揮官であって、軍を組織する任を担い、植民地の港に停泊する船舶は、総督の命令に従うものとする。……」(34条)という文言から分かるように、1801年憲法は、軍事独裁をとっていた。

20 E・ウィリアムズ／北川稔訳『コロンブスからカストロまでⅠ』(岩波書店、1978年)331頁。

ばならならず、ハイチ人は、今後、黒人という総称でのみ呼ばれるものとする」(14条)というように、ハイチは、黒人国家であることを宣言している。1801年憲法はカトリックを国教としたが(6条)、1805年憲法は国教制度を否認し、「法律は、支配的な宗教を認めない」(50条)、「宗教の自由は、認められる」(51条)、「国は、いかなる宗教をも、司祭をも扶助しない」(52条)と規定する²²。

1806年には、ハイチ南部に反乱が勃発し、1806年憲法が制定されるが、その後も、政情は安定せず、いくつかの憲法が次々に制定された。それらの中でも、1843年憲法がよく知られている。この憲法は、自由主義思想の強い影響を受けており、その後の憲法のモデルとなったからである。この憲法が後の憲法に影響を与えた特徴としては、①公用取用(24条)、②戒厳制度(199条)、③二院制の国民議会(46条)、④執行権の立法権に対する拒否権(これは、合衆国憲法の影響である)(90条)、⑤大統領の行為に対する國務長官の副署(119条)、⑥両院に対する大統領の年頭教書(122条)、⑦破棄院の法廷組織(145条)、⑧会計検査院の創設(181条)である。

ハイチ人については、「アフリカ人またはアメリカ先住民の子孫でハイチに出生したすべての個人およびハイチ人の父母の子で外国に出生したすべての者は、ハイチ人である」(6条)と定義し、「いかなる白人も、ハイチ人の身分を獲得し、またはハイチで不動産を取得する権利を獲得する権利を得ることはできない」(8条)と規定し、1805年憲法以来の趣旨を繰り返して宣言している。第3章には、「公権」を掲げ、平等原則(16条・17条)、刑事手続上の諸権利(19条ないし23条、25条および26条)、表現の自由(27条)を規定しているばかりでなく、信教の自由を保障し、「すべての宗教は、等しく自由である。／各人は、公の秩序を乱さない限り、その信教を表白し、その宗教を自由に実践する権利を有する」(28条)、「何人も、いかなるかたちであっても宗教行為または儀式

21 MARIÑAS OTERO, *op. cit.*, p. 23. ただし、1805年憲法13条は、「前条は、政府が帰化を認めたハイチ人の白人女性についても、その現在または将来の子についても、効力をもたない。この条文の規定には、政府が帰化を認めたドイツ人およびポーランド人も、含まれる」(13条)と規定するように、一定の例外を認めている。

22 この規定の背景には、独立運動には、ブドゥー教が積極的役割を果たしていたことにも考えられる。藤田富雄『ラテン・アメリカの宗教』(大明堂、1982年)163頁。

に参加することも、宗教上の休息日を守るように強制されない」(30条)と規定している。さらに、1843年憲法は、陪審制度(32条)、集会・結社の権利(33条・34条)、請願権(35条)、通信の秘密(36条)等、比較的詳細な自由権を規定している。ただし、「共和国の主要都市には、救護施設および刑務所が設置され、組織される」(38条)と規定されているように、救護施設と刑事施設とが組み合わされている。しかしながら、1843年憲法は、短命であった²³。

3 1889年憲法

合衆国軍がハイチを占領したときに施行されていた憲法は、1889年憲法であった²⁴。大日本帝国憲法の発布と同じ年に制定されたこの憲法は、直接的には、1879年憲法をモデルとしているが、「国土の区分も、政治的権利・公権も、主権行使の形態も、両院が選挙によることも、司法権も、自治制度も、初級議会つまり選挙人団も、公権力の一般規則も、何らの変更を蒙らず、1843年の不滅の革命以来変わっていない」と指摘されているように²⁵、自由主義革命から生じた1843年憲法の原理を引き継ぐものである。1889年憲法は、「ハイチ共和国は、唯一にして不可分であり、本質的に自由で、主権を有し、独立している」(1条1項)と規定するように、共和制を採り、「立法権は、代議制の二院、つまり、立法府を形成する庶民院および元老院がこれを行行使する」(36条)と規定しているように、二院制を設けている。また、「執行権は、ハイチ共和国大統領という称号を有する市民に委ねられ、他の如何なる名称も受けない」(38条)として、大統領制を規定する。司法権については、「裁判所は、違憲の法律の適用を拒否しなければならない」(147条1項)、「裁判所は、命令および一般行政規則が法律に適合する限りにおいてこれらを適用するものとする」(同条2項)といふように、裁判所は、合憲性と適法性を審理することができる。

「権利宣言」は、第2巻第1章「ハイチ人の権利」、第2章「市民的権利と政治的権利」および第3章「公権」に、3条ないし32まで規定されている。この「権利宣言」には、平等原則、個人の自由、裁判を受ける権利、遡及効の禁止、

23 *Ibid.*, p. 99.

24 1889年憲法は、次の文献を参照した。“Appendice II,” MOÏSE, Claude, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti, Tome I*, CIDICHA, Québec, 1990, pp. 301–26.

25 MOÏSE, *op. cit.*, pp. 245–6.

住居の不可侵、罪刑法定主義、財産権の不可侵、政治犯罪に対する死刑の禁止、表現の自由、宗教の自由、集会の自由、結社の自由、請願権、信書の秘密など、人権カタログは、比較的豊富である²⁶。

しかし、合衆国にとっては、不都合な規定があった。それは、第1章の「ハ

26 3章の「公権」規定は、以下の通りである。

第13条 ハイチ人は、法律の前に平等である。文官・武官に平等に就くことができる。ただし、個人の功績または国に捧げた役務による優先的取扱いという理由がある場合は、この限りではない。／法律は公務就任の条件を定める。

第14条 個人の自由は、保障される。／何人も、法律によって罰せられる行為の告発によるものであって、法的に権限を有する官吏の権限に基づかないかぎり、拘禁されることはない。この権限を行使できるためには、次の要件を必要とする。／1 拘禁理由および有責とされる行為を罰する法律の規定を正式に表明すること。／2 権限を行使するさいに、告知を受け、被拘禁者に謄本が渡されること。／現行犯の場合を除いて、逮捕は、上記の形式と条件に服する。／この規定に反するすべての逮捕または拘禁、権限行使の中でとられたすべての暴力と行き過ぎは、恣意的な行為であって、これに対しては、被害者は、事前の許可なしに、権限ある裁判所に訴えて、実行者または執行者を告訴することができる。

第15条 何人も、憲法または法律が指定する裁判官の裁判を妨害されることはない。

第16条 住居の訪問、書類の押収は、法律によって、法律の定める形式によらなければ行うことはできない。

第17条 如何なる法律も、遡及効をもたない。／法律は、既得権を奪う場合には必ず、遡及効を有する。

第18条 法律によらなければ、如何なる刑罰も科せられず、法律の定める場合にのみ刑罰を適用できる。

第19条 財産権は、神聖にして不可侵である。／国が適法に行う譲渡と売買は、撤回できない。／公用のためでも、法律の定める場合と方法で、正当で事前の補償なしには何人も、その財産を奪われることはない。／政治に関して財産の没収を定めることはできない。

第20条 死刑は、政治に関しては廃止される。法律は、死刑に変わるべき刑罰を定めるものとする。

第21条 各人は、あらゆる問題について自己の意見を表明し、自分の考えを書き、印刷し、公表する権利を有する。／文書は、事前の検閲に服することはない。／この権利の濫用は、法律によって定義され、抑止されるが、出版に自由を侵害することはできない。

第22条 すべての宗教は、等しく自由である。／各人は、公の秩序を乱さない限り、

イチ人とその権利」,特にその5条ないし7条の規定であった²⁷。5条はハイチ人の国籍取得に制限を課し,6条は不動産所有権をハイチ人に限定し,7条はハイチ人の外国帰化者の帰国制限を定める。アメリカが介入するまでは、ハイ

その信教を表白し,その宗教を自由に実践する権利を有する。

第23条 政府は,カトリック・使徒・ローマ教司祭に祭務を執行する教区を定める。

第24条 教育は,自由である。/初等教育は,義務とする。/公教育は,すべて段階で無償とする。/教育の自由は,法律に従って,また,国による高度の監視の下で行われる。

第25条 刑事事件,政治および出版犯罪について,陪審が設けられる。/しかしながら,適法に宣せられた戒厳の場合には,国の内外の安全に対する重罪および軽罪,また,一般的に出版その他の方法で犯されるすべての軽罪も,陪審に頼らずに刑事裁判所または軽罪裁判所によって裁判を受けるものとする。

第26条 ハイチ人は,この権利の行使を規定する法律に従って,政治目的の監視からであっても,武器を持たずに平和裏に集会する権利を有する。ただし,事前の許可に服することはない。/この規定は,公共の場での集会に適用されず,公共の場では,警察法に完全に服するものとする。

第27条 ハイチ人は,結社の権利を有する。この権利は,如何なる予防的措置にも服さない。

第28条 請願権は,一人または複数人が個々に行行使し,団体名で行行使しない。/請願権は,立法権,両院の一方の院にも宛てて行うことができる。

第29条 信書の秘密は,不可侵である。/法律は,郵便に委ねられた信書の侵害に責任を負う機関はどれなのかを定める。

27 これらの規定の内容は,次のとおりである。

第5条 ハイチ人男性と婚姻した外国人は,その夫の身分に従う。/外国人男性と婚姻したハイチ女性は,ハイチ人の資格を失う。/婚姻の解消の場合には,ハイチ女性は,法律上必要とされる要件を満たせば,ハイチ人の資格を回復することができる。/外国人との婚姻によってハイチ人の資格を失ったハイチ女性は,いかなる権原によっても,不動産を所有できず,不動産を獲得できない。/法律は,ハイチ人女性が婚姻の前に所有していた不動産の剥奪方法を規定する。

第6条 何人も,ハイチ人でなければ,いかなる権原によろうと,土地の所有者になることはできず,いかなる不動産をも取得できない。

第7条 適正な方法で外国に帰化したハイチ人は,5年間経過しなければハイチに戻ることはできない。その者が再びハイチ人になりたいとするならば,法律上外国人に課せられるすべての条件と形式を満たさなければならない。

チの16の憲法のどれをとっても、外国人の土地所有権は、禁じられていた²⁸。外国人所有権制限条項の意義については、国民の権利、つまり海外勢力から国内企業の保護ためであると解されていたが、実際には、フランスやドイツなどの外国企業を阻止できたわけではなかった。アメリカは、特に、ドイツのカリブ海進出を危惧し、ドイツ人は、ハイチ人との婚姻によってハイチでの経済活動を活発化させていたので、1915年、この状況は、合衆国の経済活動を阻害するものであるとして、憲法改正の対象とされたのである²⁹。そして、1917年、アメリカは、ドイツに宣戦布告をした。

それでは、ハイチ憲法のこうした規定は、何のために置かれたのだろうか。当時の憲法の解説書では、この6条の外国人に不動産の所有を禁ずる条項は、「国民主権の性質と限界」を論ずる中で言及されている。ハイチは、外国人が手厚く保護されているアメリカの国々の一つであると論じた上で、「国民は、国民自身に反する権利を有するのだろうか。国民は、自分自身が破滅するよう励むことができるというのだろうか」と疑問を投げかける。そして、権利の濫用は許されず、「近代憲法では、個人の権利は、公権力に侵害されないとするだけでなく、国土の完全な保全と国家の政治的・行政的自立に係わる場合には制約されるのであって、国民主権そのものについても、同じことがいえる」と結論づけている³⁰。したがって、このハイチ憲法6条の規定は、主権を保持するための一種の憲法保障制度と解されている。むろんそれだけではなく、ハイチ市民の資格を失う場合を列記することで³¹、国家への忠誠義務を消極的な

28 SCHMIDT, *op. cit.*, p. 96.

29 MOÏSE, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti, Tome II, cit.*, p. 67.

30 DORSAINVIL, J.-B., *Éléments de droit constitutionnel: Étude juridique et critique sur la Constitution de la République d'Haïti*, M. Giard & E. Brière, Paris, 1912, pp. 30-1. つまり、「各人が自らの自由を納得できるようなかたちでは放棄できないのであれば、同じように、いずれの国民も、全体であろうと一部であろうと、主権を放棄する権限を有しないことは、現在の世代が個人の財産というよりもむしろ神聖な受託物、共同の信託物 (fidei commis) として、祖国、共有の国土をもっているからなおさらのことである」(Ibid., pp. 31-2.)。

31 10条「ハイチ市民の資格は、次の場合に喪失する。／1 外国に帰化すること／2 緊急の危機に際して祖国を捨てること／3 外国政府が付与する公職または年金を許可なく受領すること／4 共和国の敵に役務を提供するか、または敵と取引すること／5 対審で終局の体刑と加辱刑の終身刑にしょせられること」。

たちで規定しているだけでなく、大臣の責任を追及するために両院による訴追制度を設けている³²。

4 1889年憲法と憲法改正

1889年憲法は、「国民主権 (La souveraineté nationale) は、市民の総体 (l'université des citoyens) に存する」(33条)として、国民主権原理を謳っている。そして、「この主権の行使は、三権に委ねられる」(34条1項)とし、「三権とは、立法権、執行権および司法権である」(同条2項)と規定する³³。した

32 109条1項「下院は、大統領が在職中に権威と権力の濫用、反逆その他あらゆる罪を犯した場合に、大統領を告発し、上院の審理に付す」、119条1項「下院は、国務長官が在職中に、公金横領、反逆、権力の濫用・逸脱その他あらゆる軽罪重罪を犯した場合に、国務長官を告発し、上院の審理に付す」。この条文の意義は、「代表制統治においては、憲法と為政者に対する法律を維持する最高権力が必要である」からである (DORSAINVIL, *op. cit.*, 188.)。ただし、フランスの1875年7月24日の憲法的法律による「高等裁判所 (la Haute Cour)」という語句を用いてはいない。この憲法的法律は、それまでの憲法の先例にならったものに過ぎないと提案理由で述べられていた。ESMAIN, A. *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, Panthéon—Assas, Paris, 2001, p. 1061.

33 第3巻には、「国民主権をその行使が委ねられている権限」が規定されている。
 第33条 国民主権は、自民の総体 (l'université des citoyens) に存する。
 第34条 この主権の行使は、三権に委ねられる。／三権とは、立法権、執行権および司法権である。／三権は、共和国の統治を構成し、この統治は、基本的に民主主義的であって、代表制である。
 第35条 各権力は、その権限について二権から独立しており、権限を別々に行使する。／各権力は、権限を委任できず、確定された限界を逸脱できない。／三権の何れの行為にも責任が伴う。
 第36条 立法権は、代議制の二院、つまり、立法府を形成する庶民院および元老院が行使する。
 第37条 国民議会の権限は、限界があり、憲法が特に付与した権限以外のものに拡大できない。
 第38条 執行権は、ハイチ共和国大統領という称号を有する市民に委ねられ、他の如何なる名称も受けることはない。
 第39条 司法権は、破棄院、上訴裁判所、民事・商事・治安裁判所がこれを行使する。
 第40条 あらゆる公職には、個人の責任が伴う。／法律は、その行政上の行為について公務員に対する告訴の場合に従うべき方法を規定する。」

がって、憲法改正についても、国民議会の両院のどちらか、または、執行権の提案によって憲法改正が発議され(194条)、国民議会が改正を決定する(195条)³⁴。ただし、当時のハイチ憲法の解説書によると、国民主権と人民主権とが明確に区別されていない。「主権を市民の総体に存するとすることで、つまり、主権が国民全体にあるとすることによって、主権の性質を明確にし、憲法は、事実上人民主権を確認し、承認し、そのすべての法的効力も認めている」と解説し、「国民」と「人民」を等価として記述しているからである³⁵。

1916年4月、ダルティグナーヴ(Dartiguenave)大統領は、上院を解散し、下院を憲法制定議会に改変し、コンセイユ・デタ(Conseil d'État)を設置した。この機関には、立法の助言に加えて、その主たる権能として、憲法案を作成し、それを憲法制定会議(その前身は下院である)に付する権限が付与された。これらの措置は、大統領が議会の抵抗を押さえ、占領を恒常化しようとする

34 第7編は、次のように憲法改正手続きを規定する。

第194条 立法権は、二院の何れか、または執行権の提案にもとづいて、その意図する憲法規定を改正する理由があると宣言する権利を有する。この宣言は、庶民院の最後の集会でなければなすことができないが、直ちに共和国全土に公布される。

第195条 続く集会で、両院は、国民議会として集会し、提案された改正について決定する。

第196条 国民議会は、選出された議員の3分の2以上多数が出席しなければ、この改正を審議できない。この場合、投票の3分の2以上の多数でなければ、如何なる宣言もできず、如何なる変更もできない。

このような憲法改正手続きは、フランスの第三共和制憲法に由来する。以下に、ハイチ憲法194条1項の原文とフランス第三共和制憲法(公権力の組織に関する1875年2月15日の法律)8条掲げる。ただし、ハイチ憲法の憲法改正審議の定足数と賛成票の3分の2の要件に対して、第三共和共和制憲法では、賛成には議院の絶対多数が必要とされている。

[ハイチ憲法194条] Le Pouvoir Législatif, sur la proposition de l'une des deux chambres ou du Pouvoir Exécutif, a le droit de declare qu'il y a lieu à reviser telles dispositions constitutionnelles qu'il désigne.

[フランス第三共和制憲法8条] Les chambres auront le droit, par délibérations séparées prises dans chacune à la majorité absolue des voix, soit spontanément, soit sur la demande du Président de la République, de déclarer qu'il y a lieu de réviser les lois constitutionnelles.

35 DORSAINVIL, *op. cit.*, p. 17.

る計画の第一段階を画するものであった。このような動きに対して、両院の議員たちは、激しく抵抗した³⁶。

議員たちは、独自に集会を開き抵抗の意思を示したが、結局、占領軍の力の前に屈せざるをえなかった。5月17日には、コンセイユ・デタが設置され、その21名の構成員は、19日に就任式を行った。憲法制定会議は、8月14日に開催されることが決まったが、当選した議員の多くが憲法制定会議をボイコットした³⁷。それでも、占領軍の支持を得たダルティグナーヴの姿勢は揺るがず、政府は、9月22日の憲法制定会議召集の布告では、議員を101名から36名に減員すると宣言した³⁸。1917年1月15日に行われた選挙では、反対派議員が多数を占めた(36議席のうち24議席)。しかし、合衆国は、占領によって獲得した利益を確保するために、外国人に財産権を保障する憲法を必要とした³⁹。かくして、憲法改正案は、アメリカ人が詳細に検討して上で修正され、5月5日に公表された。

フランクリン・ローズヴェルトは、当時海軍次官であり、後年、自ら1918年憲法草案を書いたと主張しているが⁴⁰、1917年ローズヴェルトがハイチを訪問したときには、憲法案は、作成中であった。そこで、実際に憲法草案を作成したのは、「国務省の法務局 (the Office of the Solicitor in the State Department)」だったのではないともいわれている⁴¹。ローズヴェルトの主張は、民主党の副大統領候補者として、英国の植民地も国際連盟に加盟していることに対抗して、合衆国も、キューバ、ハイチ等のカリブ海諸国も加盟国であることを強調しようとした中での発言である。しかし、この発言には、共和党の大統領候補者ハーディングから、銃剣をかざして憲法を飲ませるような干渉は許されないと非難された⁴²。

同日、ダルティグナーヴ大統領は、1918年6月12日に新憲法の賛否を問う国

36 MOÏSE, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti Tome II*, cit, p. 51.

37 *Ibid.*, p. 54.

38 *Ibid.*

39 *Ibid.*, p. 59.

40 *The New York Times*, 19 Aug. 1920, p. 15.

41 SCHMIDT, *op. cit.*, p. 111.

42 SCHOULTZ, Lars, *Beneath the United States: A History of U.S. Policy toward Latin America*, Harvard University Press, Cambridge, 1998, p. 255.

民投票を実施すると発表した。1889年憲法は、国民主権の行使を三権にのみ認め、憲法改正も議会在承認すると定めており、これは、ハイチの憲政史上初めての国民投票であった。合衆国政府のハイチ政策の立案者が考えるところでは、ハイチ人は、自己統治能力に欠ける文明的に劣った人々のはずであった。國務省のメモによれば、「投票人の97%が読み書きを知らず、ほとんどの場合、何に投票しているのか知らなかった」⁴³。それでも、ハイチ人は、「国民投票」で新憲法の賛否が問われるほどの資質を有していたというわけである。そして、国民投票は、警察隊の監視下で実施され、投票の結果、憲法案は、賛成69,337票、反対235票で承認された⁴⁴。この国民投票は、国民議會を通じての愛国派有産階級の抵抗を迂回するために方策にすぎず、人民に訴えかけることの本当に意味は、選挙によって憲法改正の正当化にあった⁴⁵。

憲法改正の決定には、①議會のみの決定、②議會と国民投票、③国民投票のみの決定という三方式があるという⁴⁶。憲法制定會議による憲法改正方式の原型は、フランス革命期の憲法である（1791年、1793年および1795年の各憲法）。1875年のフランスの第三共和制憲法は、特別の憲法制定議會を設けずに、兩議院の共同の會議によって制定された。1889年のハイチ憲法も、フランスの第三共和制憲法に由来し、①議會のみの決定という類型にあてはまる⁴⁷。この方式の根底にある思想は、(ア)中世の法優位思想に由来し、近代自然法思想によって展開された根本法思想と、(イ)国民主権論である（国民と市民とが区別されないから、統治者は、「国民の代表者」たる性格を有する）。これに対して、国民投票は、(ア)の思想を共有しつつも、人民主権説と親和的である⁴⁸。ハイチの憲法改正は、合衆国の圧力の下に、①議會のみの決定から③国民投票のみの決定へと変更されたことになる。

しかしながら、ハイチで憲法改正のための国民投票が行われたことが、人民主権説を採用したことと解することはできない。国民投票制度の原因について、

43 SCHMIDT, *op. cit.*, pp. 98-9.

44 MENÉNDEZ, *op. cit.*, p. 52; SCHMIDT, *op. cit.*, p. 99.

45 MOÏSE, *op. cit.*, pp. 63-4.

46 芦部信喜「憲法改正国民投票制」『憲法制定権力』（東京大学出版会、1983年）63頁。

47 芦部教授も、この類型に属する憲法として、1889年のハイチ憲法195条を挙げている。同前、68頁。

48 同前、64-9頁。

ブライスが「すべての自由国に多かれ少なかれ看取され、合衆国においてはその極限にまで達したところの議会に対する失望と不信」に求めたように、合衆国占領軍は、憲法改正をハイチ議会に実行させることができないと悟り、国民投票制度の正当化機能に着目した。しかし、それは、ハイチ人民の政治能力に期待したからではなく、ハイチ人民を教化するための権力を必要としていたからである。自治能力に欠けるハイチ人民には、上から権威に基づく秩序を押しつけなければならないと考えたのである。

ウィルソン合衆国大統領は、秩序、安定、立憲主義という原則に固執し、つまり、法に基づく統治や契約の遵守を重視した。ただし、これがハイチ人には自己統治能力がないという思い込みと結びつくと、ハイチ人に対する権威主義的支配を正当化することになる。確かに、フランス革命に由来する「自由、平等、友愛 (Liberté-Egalité-Fraternité)」を謳う民主主義制度の下でも、ハイチでは独裁、軍の横暴、階級搾取が行われてきた⁴⁹。ハイチ人自身、「人種の混じり合った社会では、平等の本能と人間の連帯感覚は、教育、国民の福利および宗教によって、偏見、無関心および甚だしい不平等または社会的な差別によって今でもバラバラになっている階級同士が和解する限りにおいて始めて醸成される」のであると解説している⁵⁰。つまり、「人民主権は、現実には、多数派の支配に外ならない」のである。しかし、合衆国は、この既存の民主主義制度を尊重し、強化するのではなく、自分たちの権威主義的な制度をハイチに押しつけた。

5 1918年憲法

1918年憲法は、次のような特徴を有する⁵¹。

- ① 警察隊が共和国の唯一の武力であって、軍と警察の性格を有する。
- ② 国民投票が憲法改正を承認するために設けられた。
- ③ ハイチの執行権の行為だけでなく、軍事占領期における合衆国政府のすべての行為が承認され、有効とされた。
- ④ 立法府選挙を行うのは、共和国大統領である。

49 SCHMIDT, *Ibid.*, p. 12.

50 DORSAINVIL, *op. cit.*, p. 39.

51 BLANCPAIN, *op. cit.*, pp. 139-40.

- ⑤ 選挙による立法権が不在の間は、21名からなるコンセイユ・デタが立法する。コンセイユ・デタの構成員は、共和国大統領が任命し、共和国大統領を選ぶのは、コンセイユ・デタである。
- ⑥ 裁判官の身分保障は、6ヶ月間停止され、その間に、政府が選んだ裁判官で補充した。

憲法は、①について次のような規定を置いている。「警察隊は、共和国唯一の軍である」と規定し、「秩序の維持、人民の権利の保護、都市・農村での警察権の行使」にあたと定める（118条）。

1918年憲法は、三権分立に基づく代表制を維持しているが、両院については、議員の数が減らされ、再選可能とされ、下院が上院議員を選出する仕組みは改められ、普通選挙によるものとされた。また、議員の資格として財産所有者または有職者であるという制限も撤廃された。さらに、憲法改正も国民投票を経なければならず、その手続きとしては、両院のうちのどちらか、または共和国大統領が発議し、改正案は、各院で3分の2以上の賛成を得なければならない（128条）⁵²。その後、改正案は、国民投票に付される。こうして、②の国民投票制度は、ハイチの憲法に強制的に導入されたのである⁵³。

③については、1918年憲法には、「ハイチの軍事占領期間中における合衆国のすべての行為は、有効かつ承認されたものと見なされる」という免責規定が挿入された⁵⁴。これは、1901年のキューバのプラット修正条項4条にある文言と瓜二つである⁵⁵。ただし、キューバとことなる点もある。1915年の条約11条は、「ハイチ政府は、販売、賃貸借その他いかなる方法によっても、いささかでも国土を譲渡せず、自国の裁判権をいかなる外国または外国政府に委ねず、ハイチの独立を損ね、あるいは損ねようとする条約もしくは契約をいかなる国とも締結しないことを確認する」と規定している。ただし、条約原案には「合衆国を除く」という文言があったが、これは、交渉の結果、削除された。キューバのグアantanamo基地は、ハイチでは繰り返されなかったのである⁵⁶。

④については、立法府選挙が最初に行われる年は、大統領が定めるとしている（第8編C条）。立法府の設置を大統領の政治判断に委ねることによって、政府に有利な選挙戦を行うことができることを認めている。

52 MOÏSE, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti, Tome II, cit.*, p. 68.

⑤についても、占領軍の圧力の下で1916年4月5日の布告で設けられたコンセイユ・デタは、立法府が組織されるまで存続するもとされた(第8編D条)。憲法は、裁判官の身分保障の規定を置いているが(93条)、他方では、後述するように裁判官の異動を意図して「裁判官の身分保障は、この憲法の公布から6箇月間停止される」と規定している(第8編E条)。司法権については、裁判官の異動だけでなく、裁判所組織についても変更が加えられている。

さらに、1889年憲法では、「国民の権利を対象とする争いは、裁判所の管轄にのみ属する」(127条)、「政治的権利を対象とする争いは、法律の定める場合

53 1918年憲法の改正条項は、1889年憲法のものを下敷きにしながらも、国民投票を導入するために大幅に変更されている。以下に訳文を掲げる。原文については、次の文献を参照した。Constitution de 1918 la République d’Haïti, amendée par le plébiscite des 10 et 11 janvier 1928, Port-au Prince, Internet Archive, http://www.archive.org/stream/constitutionde1900hait/constitutionde1900hait_djvu.txt 英訳については、次の文献を参照した(ただし、これは、抄訳である)。“Constitution of the Republic of Haiti, June 12, 1918,” MILLSPAUGH, *op. cit.*, p. 224.

第128条 憲法改正条項は、ハイチの全選挙人の過半数によって採択されなければならない。共和国大統領は、立法府両院の何れか一院または立法府への教書によってこの憲法の修正条項を提案することができる。／提案に係る修正条項は、別々に開かれる立法府各院の3分の2の多数で採択されなければならない。国民の承認に付してはならない。／次いで、この修正条項は、直ちに官報(Moniteur)で公表されなければならない。／提案された修正条項の投票前の3箇月間、修正条項の法文は、地方行政区の行政官がその行政区の主な公共施設に張り出し、新聞に月2回印刷され、公表されなければならない。／次回2年目の第一次集会の会合で、提案された修正条項は、一人一人賛成または反対によって秘密で個別の投票箱による投票に付されなければならない。共和国全土で絶対多数を獲得したならば、立法府の会期の日から憲法典の一部となるものとする。

54 この条文は、「特別条文」として規定され、番号も付されていない。その内容は、次のとおりである。

「ハイチの軍事占領期における合衆国のすべて行為は、有効かつ承認されたものと見なされる。／いずれのハイチ人も、占領政府の命令によって、または権威の下で実行した行為について、刑事または民事上の責任を問われることはない。／占領軍軍事裁判所の行為は、恩赦権の場合でない限り、再審に服さない。／この憲法の公布までの執行権行為は、同じように有効かつ承認されたものと見なされる。」

55 SCHMIDT, *op. cit.*, p. 67.

56 BLANCPAIN, *op. cit.*, p. 79. DORSAINVIL, *op. cit.*, p. 17.

を除いて、裁判所の管轄にのみ属する」(128条)と定める。そして、軍事裁判所のような特別裁判所の設置を禁じているものの、「法律によらなければ、いかなる裁判所も、租税裁判所も設けることができない」(129条1項)と定め、法律によって特別裁判所を設置する可能性を認めている。合憲性審査については、「裁判所は、違憲の法律の適用を拒否しなければならない」(147条1項)と規定する。

これに対して、1918年憲法は、「司法権は、破棄院および法律で裁判権の形式と範囲を定める下級裁判所がこれを行行使する」(89条)と定める⁵⁷。法令審査については、「破棄院は、大法廷において、法律の合憲性について判断する」(98条1項)、「裁判所は、破棄院が違憲と宣言した法律の適用を拒否しなければならない」(同条2項)、「裁判所は、行政命令と規則が法律に適合する限りにおいて、これら命令と規則を適用するものとする」(同条3項)と定め、破棄院に合憲性を確保させ、下級裁判所には適法性を確保させている。したがって、司法権についても、合衆国型の法の支配を強化しようとした。ただし、むしろ1889年憲法と同じ規定も存在する。1918年憲法の「裁判の対審は、公開とするが、公開によって公序良俗が害される場合にはこの限りではない。その場合には、裁判所は、判決でその旨を宣言する」(99条1項)、および「政治犯罪と出版犯罪については、非公開審理を宣言することはできない」(同条2項)、という規定は、1889年憲法の143条の文言と同じである⁵⁸。

このように、この憲法のもっとも重要な規定は、外国人の土地所有権、民選二院制のハイチ立法府の無期限停止、裁判官の身分保障の一時的停止、アメリカの軍事占領行為の全面的合法化であった⁵⁹。要するに、1918年憲法は、一方

57 原文は、次のとおりである。Le Pouvoir Judiciaire est exercé par un Tribunal de Cassation et des tribunaux inférieurs dont le mode et l'étendu de juridiction seront établis par la loi.

58 原文は、次のとおりである。Les audiences des tribunaux sont publiques, à moins que cette publicité ne soit dangereuse pour l'ordre public et les bonnes mœurs; dans ce cas, le tribunal le declare par jugement./En matière de délits politiques et de presse, le huis clos ne peut être prononcé.

この規定は、ハイチの1843年憲法の158条とまったく同じ文言である。1843年憲法は、次の文献を参照した。“Appendice I.” MOÏSE, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti, Tome I, cit.*, pp. 277-300.

では、立法権を存続させつつも、コンセイユ・デタを設置してその権能を弱めつつ、他方では相対的に執行権の権能を強化し、憲法の正当性を「国民投票」に求めたのである。

したがって、1918年憲法は、ウィルソン大統領の立憲主義への情熱を具体化するような憲法ではなかった⁵⁹。1918年憲法は、占領を正当化し、合衆国によるハイチの運営に支障のある要因を一時的にでも無力化するという要求に応えるものである。その典型を憲法の5条に見ることができる。5条は、前述のように外国人に対する所有権の制約を撤廃し、5年の活動期間という要件を満たせば、「不動産所有権は、ハイチに居住する外国人および居住、農業、商業、産業または教育の必要上外国人が設ける団体に認められる」こととなった⁶¹。

6 合衆国の占領政策

合衆国連邦議会の上院委員会の求めに応じて、国務省の下にハイチでの合衆国の政策を実行する責任を負う機関が設置され、ハーディング大統領は、1922年2月11日、ジョン・ラッセル(John H. Russell)を「高等弁務官(high commissioner)」に任命した。彼は、「条約の目的が達成されるよう」、条約に定められた官吏による「義務の履行を調査、報告、監視するために、合衆国大統領をハイチで代表する」特別大使としての任務を担うこととなった。したがって、彼の役割は、形式的には命令を発して指導するのではなく、条約上の「義務の履行を調査、報告、監視」することであったが、条約上の文官、海兵隊、国民衛兵を支配するだけでなく、ハイチ政府も指導するものであった。ラッセルが率いる占領機構は、約250名の条約上の官吏がおり、その中でも、財政諮問官は、ハイチ政府の財政を策定し、すべての政府資金の支出に許可を与えるという強力な権限を与えられていた。さらに、ラッセルは、この財政諮問官でさえも、罷免することができたのである⁶²。1922年4月10日、ルイ・ボルノ(Louis Borno)が大統領に選ばれた。彼は、一面で確かに有能な政治家であり、ハイチの政治的実権を握った。その結果、ハイチの統治は、ボルノ大統領とラッセル

59 SCHMIDT, *op. cit.*, pp. 10-11.

60 *Ibid.*

61 *Ibid.*, pp. 65.

62 *Ibid.*, pp. 126-7.

ル將軍の二重の独裁体制のような外観を呈するようになった⁶³。

1915年の条約の目的は、ハイチの経済発展を促し、ハイチ財政を再建することにあつたがゆえに、教育と裁判は、条約の対象ではなかつた。しかしながら、ラッセルは、1928年11月2日付のボルノ大統領に宛てた手紙で、ハイチの教育の問題を指摘して次のように述べている。ハイチでは古典教育のみが求められおり、職人や技術者からなる中産階級を育成するためには、「ハイチの公立学校の卒業生は、皆、その生活条件にかかわらず、頭と腕を使うことができようにすべき」であるとして、職業教育を重視した教育制度を提案した⁶⁴。これに対して、ボルノ大統領は、消極的であり、教育を支配していたカトリック教会も教育改革に反対し、教育改革は、はかばかしい進展を見なかつた。

また、ラッセルは、ハイチの司法制度は、全体的に見て腐敗していると見て、1928年1月3日の年次報告において、次のように指摘している。「この一年間、ハイチの司法機関には何らの改革も認められないし、何らの改善も見られなかつた。実際、司法機関の腐敗を完全に根絶することによってしてか、実質的に現在の嘆かわしく恥ずべき状態を改善する方策はない」と⁶⁵。

このような司法の腐敗について、ボルノ大統領は、裁判官の交代が必要だと考え、憲法に保障された裁判官の身分保障を弱める憲法改正条項を提案した。それだけでなく、大統領は、表現の自由についても、16条を改め「表現の自由は、法律の定める条件で、保障される」とし、陪審裁判を保障する19条も、「陪審裁判は、法律に定められた事件の刑事訴追において設けられる」と改められた。さらに、大統領の任期を4年から6年に延長し、反対に上院議員の任期を6年から4年に短縮し、自治体の同意のない課税等の憲法改正を提案した。憲法改正は、国民投票に付され、圧倒的多数の賛成で承認された（賛成177,436票に対して反対3,799票）⁶⁶。しかし、大統領の権限の強化は、所期の目的の達成につながらなかつた。

前述のように1918年憲法は、憲法改正によって外国人も土地所有が可能となり、農業への資本の投資が期待された。しかし、大農園の灌漑施設と水利権の

63 MILLSPAUGH, *op. cit.*, p. 107.

64 BLANCPAIN, *op. cit.*, p. 215.

65 *Ibid.*, p. 221.

66 MILLSPAUGH, *op. cit.*, pp. 113-6; SCHMIDT, *op. cit.*, pp. 192-3.

確保を規定する法案は、1829年、ハイチ議会に拒否された⁶⁷。また、ホームステッド法案は、大規模農業の適した農地を留保しつつ、農地の実際の占有者に地代を支払う場合にその所有権を認めるものであったが、1929年、ハイチ議会は、この法案も否決した⁶⁸。

アメリカのハイチ占領は、何をハイチにもたらしたのだろうか。1915年にハイチと合衆国の二つの文化が出会った。この出会いと対立は、次のように要約できるだろう。

- ① 黒人⇔白人征服者
- ② 独裁に基づく政治体制⇔民主主義原理の政治体制
- ③ 技術的に発展途上にある国⇔近代技術の先進国
- ④ ラテン・アフリカ文化⇔アングロ・サクソン文化
- ⑤ ブドゥー教と共存する「教皇主義」カトリック教⇔プロテスタント諸派
- ⑥ フランス語の少数派のための法的・文化的な基礎に基づく教育⇔英語による技術に基づく広範な大衆教育、である⁶⁹。

両者の間に横たわるこうした溝は、容易に埋められるものではなかった。フーヴァー大統領は、ハイチの政情を安定させようと、前フィリピン総督でアメリカの植民地問題の専門家であるキャメロン・フォーブズ (W. Cameron Forbes) を長とするいわゆるフォーブズ委員会を立ち上げた。大統領は、1930年2月4日のフォーブズ委員会に関する声明で、合衆国の占領と成果について、次のように述べている。

「調査すべき第一の問題は、何時どのようにしてハイチから撤退するのかということである。第二の問題は、その間、われわれは、何をなすべきなのかということである。……混乱して耐えがたい状況、長期にわたる内乱と国の分解に起因する理由により、私は、1915年ハイチ共和国に入った。われわれは、条約によって、ハイチ共和国が秩序を回復し、効率的な警察力を組織し、財政を立て直し、天然資源を活用するよう手助けする義務を引き受けたのである。われわれは、安定した自治の建設を手助けするというこの義務を負っている。平和と秩序は回復し、財政は大幅に立て直され、警察力は、海兵隊の指導の下で、

67 MILLSPAUGH, *op. cit.*, 156.

68 *Ibid.*, p. 158.

69 BLANCPAIN, *op. cit.*, 339-40

機能している。ハイチの経済発展は、この体制の下で、目覚ましい発展を見せてきた。それは、幹線道路、義務教育および公衆衛生措置に彩られている。ラッセル将軍は、こうした偉業によって称賛に値する」と⁷⁰。

フォープズ委員会は、1930年3月26日に報告書を提出した⁷¹。報告書は、「アメリカの占領支配の下で、ハイチは、過去15年間で長足の進歩を遂げたことは疑いない」と評価した上で、次のような問題点を指摘している。

「アメリカの占領下で、その同意により、議会の両院は、1918年に解散し、アメリカの庇護の下で採択された新憲法の解釈によって、両院は、それ以来集会していない。ハイチは、大統領と、アメリカの官僚による指導の下で立法権を行使するコンセイユ・デタが統治してきた。地方自治も、大方消滅した。重要な市町村は、合衆国が任命する委員が統治している。コンセイユ・デタ自体の構成員も、大統領が任免してきた。1918年憲法によって与えられた立法権の下で、コンセイユ・デタは、大統領を選ぶについても国民議会の権限を行使してきた」と。また、委員会は、「ハイチで民主的な代表政府が十分行き渡っているかについては確信が持てない。教育ある世論と識字能力のある少数者は、あまりに小さな勢力であるので、こうした状況において形成される政府は、いずれも寡頭制に成らざるをえない。識字能力のある少数者も、官職を生活手段と見なすこともよくある」として、ハイチでの民主主義を実現する条件が十分ではないと指摘している。したがって、委員会は、「アメリカ軍が撤退した後には、ハイチ政府の秩序だった運営は、大部分警察隊の効率性と規律にかかっている」と論じている。

委員会は、ハイチの公衆衛生の向上は実現されたものの、司法制度の改革については、否定的な評価であった。「ハイチの裁判は、不十分であって、十分な報酬と近代的な手段によって司法制度を改革する必要性も、委員会に指摘されたのではなるが、このような問題は、ハイチ人自身が決めるべき問題である」と突き放している。

しかし、こうした「偉業」も、アメリカ占領軍が撤収した後も、権力をふるい続けるエリート層に必ずしも歓迎されるものではなかった。「ナショナリズ

70 MILLSPAUGH, *op. cit.*, pp. 241-2.

71 *Ibid.*, pp. 242-9.

ム、独立の防衛、民主主義制度の尊重という装いの下に、エリートたちが自分たちの権力を護ったのは、ボルノ大統領とラッセル將軍の二人組の統治が結局のところ生みだすかもしれない結果を恐れていた」からである⁷²。

アメリカ軍の占領中、1932年憲法が制定されたが、この憲法は、1843年憲法で生まれた伝統的な体制の本質を何ら変更するものではなく、1918年憲法とも、1889年憲法ともそんなにかけ離れてはいない。ただし、ハイチ人の定義、被選挙権の財産所有要件、共和国の分権化原則等については元に戻さず、新たに軍人の代表職・行政職就任禁止規定を設けている。つまり、1932年憲法121条は、「現役軍人は、代表職および行政職に選任することは出来ない。このいずれかの職務のすべて候補者は、少なくとも、決められて投票日の一年前に辞職しなければならない」と規定し、この規定は、後の憲法でも繰り返されることとなる⁷³。

ハイチの警備隊の発展と交通網の整備によって、ハイチの統治の中央集権化が促進された。中央集権された軍事組織は、ニカラグアのソモサ体制やドミニカ共和国のトルヒーリョ体制のような長期独裁政権を生み出しはしなかったが、独裁者が中央のポルトプランスから全国を支配しやすい仕組みとして働くのである。もっとも、アメリカ合衆国の占領によって、警備隊は、黒人にも教育の機会を提供することとなり、社会的な流動性が高められたことも確かである。また、19年間にも及ぶ海兵隊の駐留から、混血の非エリート層が出現した。占領は、公務員、熟練労働者、店主などの新たな「褐色の肌 (brown)」中産階級を生み出し、従来の排他的なエリートの地位を揺るがすようになる。そして、ナポレオン法典の下で、法的な権利が制約されていた女性たちも、教師や秘書として社会進出を果たし、愛国主義的な政治運動に積極的に参加するのである。それでも、占領軍による1930年代初めの悲観的な予想、すなわち、ハイチは経済的・政治的にほとんど進歩しないという予測は、現実のものとなった⁷⁴。

しかし、合衆国の占領政策による外国の侵入と混血集団の合衆国への加担行為がハイチ人のアイデンティティーとしての「黒人性 (negritud)」と結びついて、1946年にデュマルセ・エステイメ (Dumarsais Estimé) が権力を握る

72 BLANCPAIN, *op. cit.*, 347.

73 MOÏSE, *Constitutions et luttes de pouvoir en Haïti, Tome II, cit.*, p. 193.

74 SCHMIDT, *op. cit.*, pp. 235-6.

と、混血集団の支配に対して黒人の反乱が勃発するにいたった⁷⁵。エステイメは、都市の黒人との警察隊の連携に基づく支配を確立し、これをフランソワ・デュヴァリエ (François Duvalier) が引き継ぎ、独立後のハイチは、デュヴァリエ大統領の独裁に陥るのである。そして、親子二代に亙るデュヴァリエ政権が倒れた後に、現行の1987年憲法が制定されたが、この憲法は、詳細な「基本的権利」を掲げる一方で⁷⁶、外国人の財産権の保障には一定の制約を課し、ハイチの伝統的な憲法思想を復活させている⁷⁷。

第6章 結 語

合衆国は、北アメリカ大陸のフロンティアがなくなると、海の向こうに新たなフロンティアを求め始めた。つまり、1898年の米西戦争は、その当然の帰結

75 ALCÁNTARA SÁEZ, Manuel, *Sistemas políticos de América Latina*, V. II, 3^o ed., TECNOS, Madrid, 2008, p. 492.

76 第2章「基本的権利」には、A節からJ節まで、「生命と衛生」、「個人の自由」、「表現の自由」、「良心の自由」、「集会・結社の自由」、「徳育・教育」、「労働の自由」、「財産」、「情報の権利」、「安全の権利」を規定し、全部で79箇条に上る。興味深いのは、「基本的権利」の最初に位置する権利として19条に「生命と衛生」を挙げ、「国は、世界人権宣言に従って、生命、健康、人身の尊重、すべての市民が差別を受けない権利を保障する絶対的な義務を負う」と定めている。また、「基本的権利」の中に大逆罪が掲げられていることである。21条は、「大逆罪は、共和国に対して外国軍において武器を取ること、共和国と争っている外国に仕えること、公務員が管理を委ねられた国の財産を盗む行為または遵守すべき任にある公務員のあらゆる憲法違背行為とする」として、「国の財産を盗む行為」を挙げ、21条の1は、「大逆罪は、終身強制労働によって罰せられ、減刑されない」と規定している(20条は、「あらゆる事件において死刑は、禁止される」と定めるので、大逆罪には最も重い刑が科せられている)。

77 外国人については、以下のように規定している。

第53条 外国人の入国と滞在の条件は、法律によってこれを定める。

第54条 共和国領土にいる外国人は、法律に従って、ハイチ人に認められる保護と同じ保護を享受する。

第54条の1 外国人は、不動産所有権、職業遂行、卸業、商業代理および輸出入業に関する法規定がない限り、市民的権、経済的・社会的権利を享受する。

第55条 不動産所有権は、暮らしに必要なに応じてハイチに居住する外国人に認められる。

であった。しかし、パリ条約で合衆国に譲渡されたカリブ海と太平洋の島嶼には、合衆国とは異なる宗教・文化をもっている人々がいた。合衆国は、これら島嶼の住民を同輩の合衆国市民として遇するの否かという問題に突き当たったが、新領土を「未編入領土」として取り扱いつつ統治するという途を選んだ。島嶼の住民には、自己統治できる能力が欠けているというのがその理由である。そこで、ウィルソンによれば、合衆国が海外に拡大するには、アメリカ人は、「自由と自治の使者」にならなければならない。キューバやフィリピンは、スペイン帝国に留まる限り、民主主義に向かって進むことはないのであるから、合衆国がこれらの国々に政治教育を施さなければならない。フィリピンの独立など、合衆国がフィリピン諸島に支配を打ち立てた後に考えるべき問題であるとされた⁷⁸。

合衆国連邦議会が1902年に制定したフィリピン組織法は、次のように規定する。「1899年4月11日、スペイン臣民であって、当時この諸島に居住していた者で引き続きその居住するフィリピン諸島のすべての住民と、その後出生するその子は、フィリピン諸島の市民と考えられ、そう見なされ、市民として合

第55条の1 しかしながら、ハイチに居住する外国人は、同一行政区において複数の住宅の所有者にはなりえない。如何なる場合でも、外国人は、不動産賃貸料の不正取引に従事することはできない。しかしながら、外国の不動産開発会社は、法律によって規定される特別な地位を享受する。

第55条の2 不動産所有権は、法律の定める制約と条件で、農業、商業、鉱業、宗教、人道または教育計画の必要のために、ハイチに居住する外国人および外国会社に等しく認められる。

第55条の3 何れの外国人も、ハイチの国境地帯をなす不動産の所有者になることはできない。

第55条の4 不動産所有権は、外国人に帰属する財産の譲渡と精算について従うべき規則をさだめる法律に従って、外国人が居住しなくなるか、会社の営業を止めてから5年で修了する。

第55条の5 以上の規定の侵害は、その共犯者も含めて、法律に従って処罰される。

第56条 外国人が国政に関与するときには、法律の定める場合には、その外国人を共和国の領土から追放することができる。

第57条 庇護権は、政治的難民に認められる。

78 SMITH, Rogers M., *Civic Ideas: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History*, Yale University Press, New Haven, 1997, p. 25.

衆国の保護の権利を有する。ただし、1899年4月11日に締結された合衆国とスペインの講和条約に定められたところにより、スペイン国王に忠誠を維持することを選んだ者は、この限りではない」(4節)と。1916年のフィリピン組織法(ジョーンズ法)も、この規定を受け継いでいる⁷⁹。したがって、フィリピン人は、フィリピン市民として合衆国の保護を受けるが、合衆国市民の地位を与えられているわけではない。独立を前提に制定された1935年憲法でも、合衆国への義務を規定する一連の条文が付されており、「フィリピンのすべての市民は、合衆国に忠誠を負うものとする」(17条1節1項)と定める。

プエルトリコの1900年のいわゆる組織法(フォレイカー法)においても、市民は、次のように定義されている。「1899年4月11日にスペイン臣民であった者で、当時プエルトリコに居住していた者で、引き続き当地に居住するすべての住民は、そこで後に出生する子とともに、プエルトリコ市民と見なされるものとし、市民として合衆国の保護の権利を有する。ただし、1899年4月11日に締結された合衆国とスペインの講和条約に定められたところにより、1899年4月11日またはそれ以前にスペイン国王に忠誠を維持することを選んだ者は、この限りではない。……」(7条)と。プエルトリコ人は、合衆国市民とはされなかったのである。合衆国連邦最高裁判所の1904年のゴンサレス判決では、プエルトリコの住民は、合衆国の「国民(nationals)」とされた。新たに、「市民」に対置される国民というカテゴリーを創り出すことによって、合衆国は、新たに獲得した領土の住民を従属的な地位におきながら統治することが可能となったのである⁸⁰。しかし、1917年の組織法(ジョーンズ法)では、「外国の市民で

79 1916年のフィリピン組織法は、次のように規定する。「1899年4月11日、スペイン臣民であって、当時この諸島に居住していた者で引き続きその居住するフィリピン諸島のすべての住民と、その後出生するその子は、フィリピン諸島の市民と考えられ、そう見なされ、市民として合衆国の保護の権利を有する。しかし、1899年4月11日に締結された合衆国とスペインの講和条約に定められたところにより、スペイン国王に忠誠を維持することを選んだ者は、および外国の市民となった者は、この限りではない。ただし、この法律に規定されたフィリピン立法府が、前述の規定に該当しないフィリピン諸島の住民、合衆国の島嶼領土の住民その他合衆国市民であるか、または合衆国に居住し合衆国法の下で合衆国市民になりえる者でフィリピン諸島に居住している者がフィリピンの市民の地位を得ることができるように法律でこれを定めることが認められる」(2節)と。

はないプエルトリコ生まれのすべての者は、この規定によって合衆国市民と宣言され、合衆国市民と見なされ」と規定し、プエルトリコ住民に合衆国市民の資格を与えている⁸¹。ただし、フォレイカー（最初のプエルトリコ組織法の提案者）は、プエルトリコ人に合衆国の市民権を付与する1917年のジョーンズ法について、次のように述べている。

「しかしながら、『市民』という言葉を採用したとしても、われわれは、アメリカ人がプエルトリコ人民にもってほしくないと考える権利を与えているとは考えていなかった。『市民』というのは、ストーリーの合衆国憲法の著書によれば、一方での忠誠と他方での保護を意味する言葉なのである」と⁸²。

1946年にフィリピンは、独立したが、プエルトリコは、「自由連合」として引き続きの合衆国の支配下に置かれている。1952憲法前文は、次のように宣言する。「アメリカ合衆国の市民の地位 (ciudadanía), その権利と特権を個別的・集団に享受しつつわれらの民主主義の経験を引き続き生み重ねていきたいという希望、連邦憲法に対する忠誠、アメリカの北半球における二つの偉大な文化のプエルトリコにおける共存、教育への熱意、正義への信頼、勇敢で勤勉で平穏な生活への献身、社会的身分、人種の相違および経済的利害を超えた人間としての価値への誓い (la fidelidad a los valores del ser humano), およびこれらの価値に基づくよりよい世界への希望がわれらの生活の決定的な要因である」と。ここには、「アメリカ合衆国の市民権」と「連邦憲法に対する忠誠」が普遍的な「人間としての価値」に関連づけられなが等置されている。

このように、合衆国市民の地位は、忠誠の問題と不可分である。プエルトリコ人にとって合衆国市民の地位は、直ちに合衆国市民との平等な権利の享有を

80 RIVERA RAMOS, Efrén, *American Colonialism in Puerto Rico: The Judicial and Social Legacy*, Markus Wiener Publishers, Princeton, 2007, p. 160.

81 5節「1900年4月12日の法律7節に規定されたところに従って、プエルトリコのすべての市民は、『プエルトリコに収入と市民政府の一時的な提供その他の目的で』、また1899年4月11日にプエルトリコ島に一時的にいなかったが、その後帰国し、プエルトリコ島に永続的に居住しており、外国の市民ではないプエルトリコ生まれのすべての者は、この規定によって合衆国市民と宣言され、合衆国市民と見なされ、そう考えられる。……（後略）」。

82 *Ibid.*, p. 159.

意味するものではなかったが、プエルトリコ人に合衆国市民の地位を与えられることによって、プエルトリコ人は、合衆国への忠誠を余儀なくされた。この忠誠の典型が軍役である。むろん移民の場合には、必ずしも市民権が軍務の要件ではないが、プエルトリコ人が合衆国市民として合衆国軍に組み込まれることによって、忠誠と愛国感情が醸成される。さらに、プエルトリコにおいては、近代化は、アメリカ化を意味していたから、合衆国市民の地位は、近代化の象徴であって、アメリカの制度への崇拜、合衆国への忠誠とあいまって、合衆国の支配への積極的な黙認的な態度を生み出した⁸³。

しかしながら、合衆国国内の市民像自体も一様ではなかった。つまり、合衆国における市民の地位に関する法制度を考察してみるならば、ロックに見られる自由主義的市民像も、共和主義的な市民像も、共同体論による市民像も、この法制度と適合しない。自由主義的な考えによって万人に個人の権利を保護しようとしたり、あるいは共和主義思想によって市民の制度に参加するというよりも、市民の地位に関する法は、人種、民族、性、宗教を理由にほとんどの成人に個人の自由と機会を拒否していた。つまり、アメリカは、権利の点では白人国家であり、プロテスタント国家であり、さらにはアングロ・サクソンを祖先にもつアメリカ生まれの者が本当のアメリカ人だという国家であった⁸⁴。新領土の島嶼の住民についても、この市民像の延長に位置づけられたのである。

市民の地位は、序列をなしていた。つまり、①排除される人たちの地位（人種的または思想的特徴ゆえに合衆国への入国を拒否される）、②植民地臣民の地位（人種的に市民の地位に適さないと宣言された領土の住民）、③二流市民の地位（市民の権利を行使できない人種に偶然的に形式的な市民の地位が付与される場合や女性の場合）、④完全な市民の地位（投票権を含む）である。フィリピン人は、①のカテゴリーに該当し、グアムの住民は、②に該当し、プエルトリコ人は、③のカテゴリーに該当すると考えられた。フィリピン人は、自己統治に向かないが、合衆国に統治のよって改善されると信じられていた。合衆国は、指導的役割を果たさなければならず、当面の間フィリピン人を植民地臣民として教育し徐々に合衆国との正式な関係を薄めて、独立させるのが適切で

83 *Ibid.*, pp. 164-5.

84 SMITH, *op. cit.*, pp. 2-3.

あると考えられていたからである⁸⁵。

プエルトリコ人は、③の категория に該当し、合衆国の女性の地位に類似する。合衆国の女性の地位については、投票権をめぐる（*Minor v. Happersett*）事件で争われた。ミズーリ州法によって女性に選挙権を否認されたことに対して憲法修正14条違反を主張したが、連邦最高裁判所は、修正14条の規定によって女性も市民であることは間違いないが、建国時の各州憲法にも女性の参政権は認められておらず、修正14条は市民の「免除と特権」に選挙権を加えているわけではないとして州法を合憲と判示した事件である。判決理由の中で、最高裁判所は、次のように説示している。「人民なしには国家（a nation）も存在し得ない。国家のような政治的共同体という考え自体にその一般の福利の増進のための人々の結合という意味が含まれている。結合した人々の各人が、結合によって形成される国家の構成員となる。各人は、この国家に忠誠を負っているのであって、国家の保護を受ける資格を有するのである。忠誠と保護は、このように関連しており相互的な義務なのである。片方は他方の代償なのであって、忠誠は保護に対する代償であり、保護は忠誠に対する代償である」と⁸⁶。1917年の組織法では、プエルトリコ人には合衆国市民の地位が与えられたが、連邦の選挙権は認められなかったのである。したがって、選挙権のない市民の地位という点では、プエルトリコ市民は醸成の地位と同じである。

しかし、20世紀になると、合衆国は、直接的な植民地拡大政策を放棄するようになる。キューバについても、合衆国には併合論もあったが、結局独立を認めざるを得なかった。しかし、合衆国は、1901年憲法の制定過程とプラット修正条項によってキューバ介入の機会を法的に確保した。実際、その後、キューバの政治的混乱を理由に軍事介入している。やはりその場合でも、キューバの制度改革に取り組んでいる。ハイチの占領は、ハイチを植民地にしようという意図の下で行われたものではない。それでもやはり、ハイチを改革しようとする努力はなされたのである。ただし、軍事占領は、従来の方法を受け継いだものであった。

85 SMITH, *op. cit.*, pp. 429-30.

86 *Minor v. Happersett*, 88 U.S. 162 (1874)

本研究は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究(c)）—研究課題「ラテン・アメリカにおける民主化と人権救済制度の研究」—課題番号20530025）による一成果である。